

(令和6年11月7日制定)



こじゅまる デザイン ガイド



こじゅまるのイラストを使用してくれる皆さまへ

守谷市のイメージキャラクターとして日々活躍しているこじゅまる。このデザインガイドには、こじゅまるのデザインを使用する際の基本的なルールが記載されています。デザインガイドに沿って使用していただき、こじゅまるがさらに魅力的で皆さまに愛されるキャラクターになれるよう、ご協力をよろしくお願いいたします。

目次

1 こじゅまるのプロフィール	3
2 イラスト使用にあたっての手続き	4
3 イラスト使用のルール	5
4 イラストが使用できない場合	7
5 著作権の表記・承認番号等の記載	8
6 デザインの改変・加工の禁止	9
①縦横の比率を変えない	9
②反転しない	9
③回転させない	10
④トリミングしない	10
⑤色を変えない	11
7 その他の注意事項	13
①背景について	13
②他のイラスト等と組み合わせない	13
③イラストの配置について	16
④話し言葉について	16
8 Q&A よくある質問	16

1 こじゅまるのプロフィール

守谷に生息している鳥、コジュケイのこじゅまる。
チャームポイントはまん丸の目と白い蝶ネクタイ。
守谷市誕生 20 周年のお祝いにオシャレを試してみんなの前に姿を現してから、すっかりオシャレがお気に入り。
守谷が大好きで、まちの魅力を探して市内を飛び回っている姿が、市のさまざまな場所に描かれています。

【作者】

イヌイマサノリさん(もりや広報大使・イラストレーター)
高校で美術講師として働いた後、夢だった世界一周に旅立つ。
その後、絵描き・イラストレーターとして、雑誌・広告などで幅広く活躍中。
ボローニャ国際絵本原画展 2015 年入選など受賞歴多数。

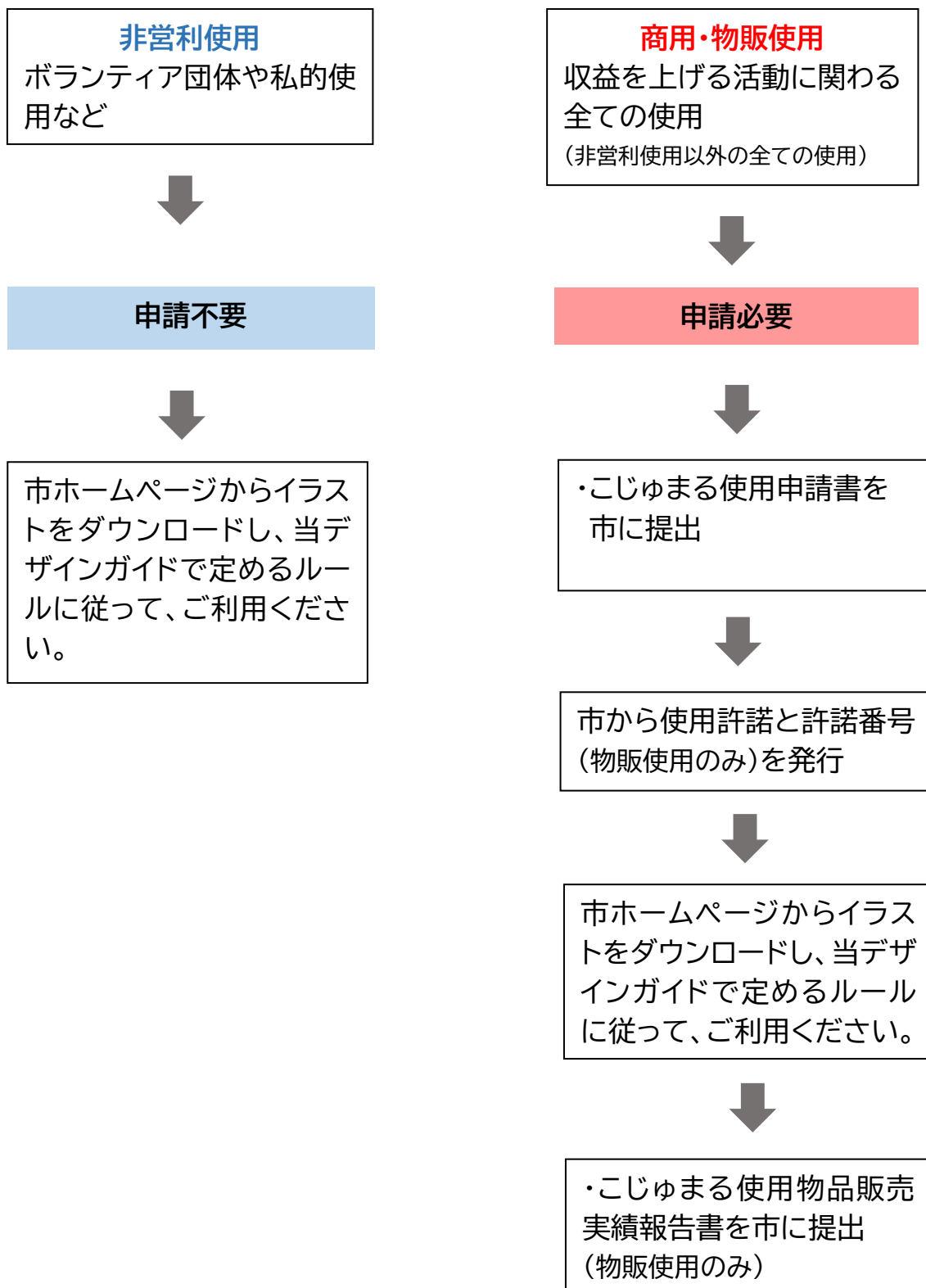
【名前の由来】

「こじゅ」けいと、みらいを「ま」も「る」。
多くの子育て世帯や、生涯をこの地に預けた世帯、守谷に住む全ての人、
生き物たちを安心させてくれる、優しい守り鳥になってほしいと願いを込め、こじゅまると名付けました。
(名称公募・優秀作品受賞者 長谷川ひかりさんより)

こじゅまるが生まれるまで

2022 年、守谷市市制施行 20 周年を記念して、イヌイマサノリさんにより市内 20 か所の公共施設等の壁面に描かれた「ウォールアート事業」。その壁画の中に登場したのが、後の「こじゅまる」です。壁画を見た市民の皆さんから、「あのキャラクターの名前は？」「守谷市のキャラクターではないの？」などの声をたくさんいただいたことから、2023 年に公募・投票により名前を決定し、守谷市のイメージキャラクターとなりました。

2 デザイン使用の手続き



3 デザイン使用のルール

許諾申請が不要な場合【非営利使用】

以下については、申請は不要です。当デザインガイドに沿ってご利用ください。

- 市が使用するとき。
- 行政機関(付属機関含む)が業務の目的で使用する時。
- 学校教育法第1条に規定する学校が教育の目的で使用する時。
- 保育所、認定こども園、小規模保育事業、家庭的保育事業等において、保育の目的で使用する時。
- 著作権法に定める著作権の制限に該当し、営利を目的としない活動で使用する時。(私的利用の範囲内での使用など)

該当使用例

- ・サークルの会報や資料に使用する
- ・子どもの名前シールに掲載する
- ・非営利団体の構成員の名刺に掲載する

許諾申請が必要な場合【商用使用・物販使用】

非営利使用以外での使用は全て「商用使用」となり、以下の手続きが必要となります。

また、商用使用のうち、こじゅまるを使用した物品を販売する場合や、有償のサービスに利用する場合は、「物販使用」となります。

●商用使用の手続き

(1)使用前に「こじゅまるイラスト使用申請書」を市役所秘書課へ提出してください。

(2)審査後、承認された場合は「こじゅまるイラスト使用承認通知書」を通知します。

※使用期間は、承認された日から承認された日の属する年度の翌々年度の3月31日までです。延長を希望する場合は、再度申請をしてください。

(3)商用使用品の完成次第、現物又は写真等の使用状況が分かるものを、守谷市役所秘書課に提出してください(返却しません)。

〔該当使用例〕

・キャラクターを店舗のチラシやポスター、包装紙に使用する など

●物販使用の手続き

(1)～(3)の手続きのほかに、以下(4)の手続きが必要です。

(4)年に1回、5月末日までに前年度の「こじゅまるイラスト使用物品販売実績報告書」を提出してください。

※ただし、物販使用が終了したときには、終了日から2か月以内に提出する。

〔該当使用例〕 キャラクターを使用したTシャツやバッグなどの製品を販売する 等

4 デザインが使用できない場合

以下に該当するときは、デザインを使用することができません。

- ① 市のPR、シティプロモーションの趣旨に反するおそれがあるもの
- ② 市の事業又は市の認めた関連事業を推進する上で支障となるおそれがあるもの
- ③ 集団的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれのある組織・団体に関するもの
- ④ 特定の政治、思想、宗教の活動に利用されるおそれのあるもの
- ⑤ 特定の個人又は団体の売名に利用されるおそれのあるもの
- ⑥ こじゅまるのイメージを損なうおそれのあるとき
- ⑦ 法令等に違反するおそれがあるもの
- ⑧ 公の秩序及び善良の風俗に反するおそれがあるもの
- ⑨ デザイン等をデザインガイドマニュアルに従って使用しない、又はそのおそれがあるとき
- ⑩ その他、公益上の観点・著作権管理の観点から使用について不適当と認めるとき
- ⑪ キャラクターそのものが商品となるものには使用できません

5 利用上の表記・承認番号等の記載

キャラクターを使用する際は、キャラクターの直近に、必ず以下のとおり利用上の表記や承認番号の表記をしてください。

- (1)守谷市イメージキャラクター こじゅまる
- (2)守谷市
- (3)MORIYA CITY

【物販使用は承認番号を】

物販使用の場合は、上記に承認番号を「No.○」と追記してください。(例:

©守谷市 No.1)

イラストを使用する物品自体に記載することができない場合は、物品のタグや物品を入れる箱・パッケージ等に記載してください。

※商号への利用及び商標登録は、他の利用者の利用が妨げられるため、
厳禁とします。

6 デザインの改変・加工の禁止

こじゅまるのイラストは原則、改変を加えることはできません。
以下のことに注意して、イラストを使用してください。

①縦横の比率を変えない

- 縦に引き伸ばしてスリムにしたり、横に引き伸ばして太らせたりしないでください。

(例)

正しいイラスト



縦に引き伸ばす横に引き伸ばす



②反転しない

- 左向きのイラストを右向きにするなど、反転することはできません。

(例)

正しいイラスト



反転



③過度なトリミングをしない

- こじゅまるであることがわからないようなトリミング使用はできません。

(例)

正しいイラスト



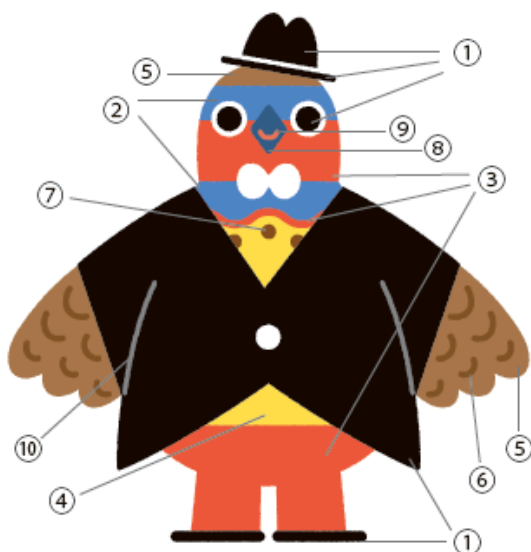
一部分のみトリミング



④色を変えない

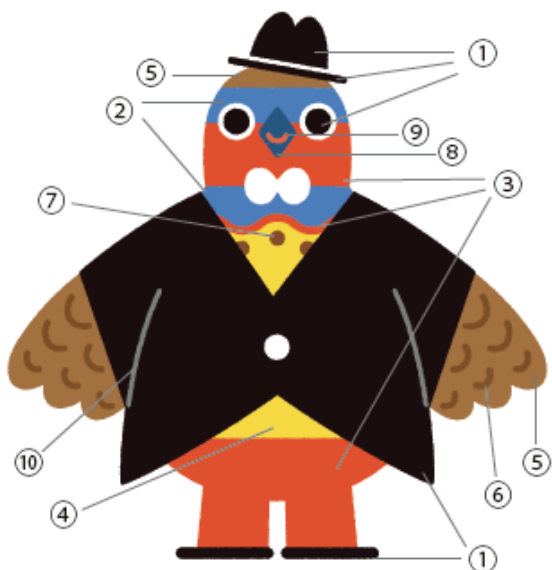
●こじゅまるは、別紙の下記の指定色以外に変更・着色できません。

色指定表 (CMYK)



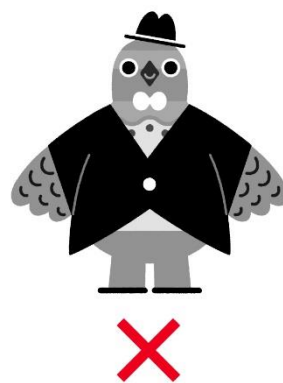
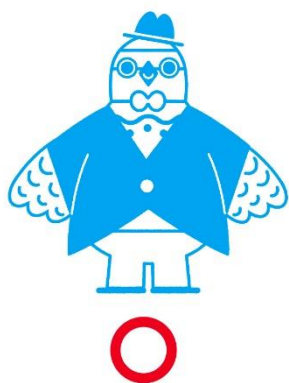
①	C - 20% M - 20% Y - 20% K - 100%
②	C - 71% M - 42% Y - 0% K - 0%
③	C - 0% M - 80% Y - 80% K - 0%
④	C - 0% M - 13% Y - 80% K - 0%
⑤	C - 40% M - 60% Y - 80% K - 0%
⑥	C - 40% M - 65% Y - 90% K - 35%
⑦	C - 50% M - 76% Y - 100% K - 12%
⑧	C - 70% M - 35% Y - 0% K - 50%
⑨	C - 0% M - 70% Y - 68% K - 0%
⑩	C - 0% M - 0% Y - 0% K - 65%

色指定表 (RGB)



①	R - 29% G - 19% B - 17%
②	R - 96% G - 128% B - 190%
③	R - 203% G - 86% B - 55%
④	R - 245% G - 220% B - 80%
⑤	R - 154% G - 115% B - 71%
⑥	R - 116% G - 80% B - 41%
⑦	R - 123% G - 78% B - 44%
⑧	R - 62% G - 88% B - 127%
⑨	R - 208% G - 108% B - 76%
⑩	R - 124% G - 124% B - 124%

●線のみ(体に色なし)の場合、線の色は自由(単色のみ)です。
(例)線のためのイラストで、線を青にする



7 その他の注意事項

①背景について

- 背景画(イラスト)にこじゅまるを組み合わせてすることはできません。
- 背景に単色や、写真を使うことはできます。
- 背景にグラデーションやボーダー柄など、特殊なデザインを入れる場合は、市によるデザインの監修が必要です。

(例)

単色



背景画



②他のイラスト等と組み合わせない

- 他イラスト／キャラクター／文字は、こじゅまるのイラストと重ねたり、組み合わせたりすることはできません。

(例)

物を持たせる、重ねて文字を配置する、他のイラストと組み合わせる)



- こじゅまるイラスト【024】のこじゅまるが持っている白紙のカードについては、文字を入れることができます。
ただし、お店の名前や商品名、イベントをPRするための文字は入れることができません。

(例)イベントで場所を案内するために使う、一般的に広く使用されている言葉等を入れる
お店の名前や固有名詞、イベントを PR するために文字を入れる



③イラストの配置について

- 複数のイラストを組み合わせで別の場面に見せたり、元のイラストの意味と異なるシーンにすることはできません。
- 他イラスト／キャラクターとこじゅまるを並べて配置する場合、市による監修が必要です。

④話し言葉について

- ・話し言葉については、原則として市の監修が必要です。
- ・こじゅまるの一人称は「ぼく」、または「こじゅまる」です。
- ・ですます調ではなく、「～だよ」「～だね」と話します。
- ・特定の商品やお店、個人を宣伝する言葉を話すことはできません。
- ・長い文章や難しい説明文を話すことはできません。

8 Q&A よくある質問

Q 申込書を送付してから許諾されるまで、どれくらい時間がかかりますか？

A 申込書が到着してから、1 か月ほどお時間をいただいています。
書類に不備がある場合や、デザインの監修が必要な場合は、それ以上お時間をいただく場合もありますので、早めの手続きをお願いします

問合先

守谷市役所 市長公室秘書課 シティプロモーショングループ

茨城県守谷市大柏 950 番地の 1

TEL 0297-45-1111(代表)

MAIL hisho@city.moriya.ibaraki.jp